

第二章 社会福祉

第一節 民生事業

明治時代まで

わが国の民生事業が近代的な施策として取りあげられるようになったのは明治以降といわれている。

しかしながら社会生活上の弱者を救済することはどの時代であっても社会的責任として行われてきたのである。伝えられるところによれば、聖徳太子によって推古天皇の二年（五九三）難波（大阪）に建立された四天王寺に敬田院・悲田院・療養院・施薬院が置かれ、病弱者や孤独老人などを救護したとされている。

制度的には、律令制で五保制を設け、末端行政組織として近隣五戸をもつて五保を組織し、保長を置き保内の保安や徴税の責任をとらせたといわれ、弱者等の救済もまたこの五保の責任とされたといわれるが、その機能が十分に作用したかどうかは不明だともいわれている。

また、律令制では義倉制度が定められ、戸を九等に区分し、その等級に応じて粟（稻・麦・大豆・小豆）を納めさせてこれを貧民救済に充てたのである。義倉は律令制の衰微につれて衰えたが、江戸時代になると社倉・常平倉とともに三倉といわれ、幕府以外の諸藩にも設けられて民生安定に寄与したのである。

なお、社会は中国において宗代に始められたといわれ、わが国では明暦一年（一六五五）会津藩主保科正之によって設けられたのが最初と伝えられている。この制度では領主の下付米と農民の持ち高による抛出米とを備蓄したものである。常平倉は奈良時代から穀物価格の平均化を図るため官府の費用で穀物を貯蔵した。

豊年のときは買い上げて、凶年のときは払い下げるといったものであった。

江戸時代になると五保を祖型とした五人組の制度が民間組織として強制的に制度化され、警察的な運営がなされ、相互監察によって連帯責任の負担、貢納確保などに利用された。これはのちに、領主の意思の伝達とか組の相互扶助に重点が置かれるようになった。

古代から時代の推移につれて、民生事業が施策として取りあげられたのは、民生安定による政権維持という一面があったといわれながらも結果的には社会的理想を追求したことにもなったからだといえよう。

享保七年（一七二二）江戸幕府によって江戸小石川養生所が設けられ、医師二十名により診療が始められ、最初收容人員四十名の病室は百七十名までに拡充されて後年明治政府に引き継がれている。

病弱と貧困をもたらす原因はいろいろであったが、農作物の凶作は直ちに直接原因として取りあげられた。これは義倉の制度が始められたのが和銅六年（七一三）の古代からであったことから知ることができる。

また一方、江戸時代後半期の農村は飢餓、疫病とともに間引きが盛んに行われ、間引きの風潮は農村のみならず江戸、京、大阪にも及んだとされている。

幕府は明和四年（一七六七）「出生の子取扱之儀御触書」を布達してこれを取り締まるとしたから天領、各藩とも厳しく対処したという。しかし、罰則などは各藩で異なり、仙台藩では父を死刑にした例があり、鹿児島藩では罰金刑であったりした（『近世日本経済史論』・土屋喬雄）。

取り締まることだけで間引きは防げないので各藩は養育基金を設けて養育料の給付をしたが、この支給方法は現在の児童手当と同じような方法がとられている。

秋田藩の場合、文政八年（一八二五）から、同十五年までの間に八百三十七人に支給されているが、その支給方法は生まれた年に米三俵と錢二貫文。二歳時に米二俵、三歳時に米一俵である。これは農村に重点を置いている。やがてこの規定は離婚した夫婦の子、双生児、身体不自由児、捨て子などの救済にむけて整備されている。

やがて明治時代になると明治二年（一八九九）東京の三田教育所が設置され、貧困者、孤児を収容している。

明治七年「恤救規則」が布告され、独身で廃疾の者、七十歳以上の老衰者などには年間米一石八斗に相当する給付をした。そのほか若い者であっても身寄りのない病弱者、あるいは生活困窮者の救済をしている。給与は石代としてその地の米相場によって支給した。

災害救助については明治八年「窮民一時救助規則」を制定し、食糧、住居、農具等の緊急貸し付けの方途を開いた。伝染病等の流行により生活困難の場合も同様としたが、すべて現物ではなく現金とされた。

明治十三年「備荒儲蓄法」の制定で「窮民一時救助規則」は廃されたが、新法は地租納付者に強制積み立ての義務を課している。

また、生活圏の拡大により旅行中の病気、死亡などへの対処が迫られ、明治三十二年（一八九九）「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の制定となった。行旅人の事故を、その発生地の市町村長の責任で救済することとされ、今日に至っている。

甲府市は伊勢町へ救護所を設置して救護を開始し、昭和二年名称を伊勢療養所と改め、市内外の困窮者を収容した。

制度の進展

明治新政府によって社会救済策は整えられてきた。しかし、それを現実に国民の段階で把握し、地域的にも底辺を広げて行政の補完をする必要に迫られていた。加えて大正七年第一次世界大戦終結頃からの経済界の激変は困窮者を続出するにいたった。大正六年岡山県では、岡山県済生顧問制度を設けて困窮者救済に当たった。大阪府では大正七年そのための方面委員制度を設けており、東京府慈善協会救済委員なども制度化されて社会的弱者の救済に当たった。

本県では昭和二年（一九二七）三月「山梨県方面委員規程」が設けられ県内に七百三十名の委員が任命されている。

昭和四年「救護法」が公布され同六年から施行された。救護法の適用は市町村長にゆだねられ、方面委員はその補完をした。委員は名誉職とされ、無給であり、これを有給にすることは救護法の立法精神に反するとしていたのである。この精神は民生委員制度へ引き継がれて現在に及んでいる。

救護法は適用を(一)六十五歳以上の老衰者、(二)十三歳以下の幼者、(三)妊産婦、(四)不具廃疾、疾病、傷痍その他の精神または身体の障害によって労働できない者とし、その救護施設は養老院、孤児院、病院その他法による救護施設とした。救護の種類は(一)生活扶助、(二)医療、(三)助産、(四)生業扶助とし、今日の生活保護法と変わらないほどの内容となっている。

「生活保護法」は昭和二十五年に公布されたが、それ以前の昭和二十一年九月、生活保護法の旧法は公布された。旧法は、昭和二十年閣議決定された応急措置の「生活困窮者緊急生活援護要項」を発展的に引き継いだものであった。第二次世界大戦後の国内は、失業者、戦災者、海外引き揚げ者、在外者の留守家族、傷い軍人及びその家族、そして戦没者遺族が生活の困難に直面していた。加えて戦争中の物資不足、とりわけ食糧不足ははなはだしく、戦時中の統

制経済は有名無実となり、いわゆる「ヤミ相場」「ヤミ物資」時代であった。

当時、県内の要保護世帯は六千二百九世帯、一万九千三百九十三人（昭和二十二年五月末現在）といわれ県民の約二・四%であった。

昭和二十三年「民生委員法」が制定され、要保護世帯の援護活動を展開することとなったのである。

昭和二十二年新憲法の施行は、生活保護法の拡充をもたらし、新法はまた民生委員法と一体化した運営を展開したのである。

民生委員の活動は生活保護法の推進に寄与しながら、老人福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、児童福祉、母子福祉など福祉事業推進の中核となつて今日に及んでいる。なお最近五カ年間の活動状況は別表の通りである。

本村の民生

本村の民生事業もまた疾病と貧困に苦しむ隣人へ救いの手を差し伸べている。

また、積極的に共同体として対処してきたこともあった。

鳴沢の渡辺泰一家文書には元治元年（一八六四）七月設立された無尽会の定款がある。何らかの理由で渡世に差し障りが生じ、三十両の無尽会を結成した。一口三両で十三口合計三十九両が集められ、そのうち八両二分は割返しに、二分が茶代、酒代に充てられている。総数十三口はさらに二十一人に分けられて負担している。無尽や頼母子講などは金融のみにとどまらず、金融を通じて生活の援助をしあつてきたのである。

明治十三年「備荒儲蓄法」が公布されて備荒対策は一段と強化される一方、貨幣経済は急激に進展した。折から藤村県令は殖産興業の施策を進めており、経済安定を指向したのである。備荒もその一連の流れのなかで県が主唱している。

問題別件数・指導件数					関係制度別相談・指導件数		
生活費	年金保険	生活環境	その他	計	生活保護	老人福祉	身体障害者福祉
8,252	6,165	5,521	25,381	80,161	12,289	24,269	8,182
421	562	414	2,653	6,317	620	2,153	526
7,408	6,118	4,950	25,828	78,983	10,306	25,242	8,392
305	419	593	3,874	7,645	652	2,554	815
7,691	6,758	5,764	33,356	93,976	8,986	30,662	9,274
459	705	764	3,428	8,161	608	3,348	436
6,845	6,373	6,338	35,103	103,281	8,166	37,252	11,362
448	423	759	3,562	8,619	636	3,337	706
7	3		45	160	2	40	27
7,417	7,423	9,608	53,602	145,302	10,463	62,828	13,275
589	259	888	5,378	13,003	788	5,797	1,072
5	2	9	32	121	13	17	3
7,196	7,658	11,129	64,989	164,629	10,918	77,133	14,850
470	501	763	5,215	12,269	710	6,229	910
11	1	5	19	102	0	20	13

第二章 社会福祉

民生委員・児童委員の活動状況（昭和55～60）

相談 内 年 別		民生委員 定 数	問 題 別 件 数・指 導 件 数				
			家族関係	住 居	健 康	仕 事	事故災害
昭和 55	県	2,231	6,668	2,716	19,528	4,832	1,098
	都留	208	523	138	1,254	285	67
	村	5					
56	県	2,231	6,390	2,728	19,260	4,977	1,316
	都留	208	425	208	1,389	334	98
	村	5					
57	県	2,231	6,443	3,251	23,169	5,438	1,606
	都留	214	338	196	1,605	306	360
	村	5					
58	県	2,231	7,689	3,207	30,558	5,879	1,289
	都留	214	494	189	2,207	374	163
	村	5	11		63	25	6
59	県	2,231	9,093	3,469	48,251	5,301	11,38
	都留	214	919	236	4,249	431	59
	村	5	6	9	40	15	3
60	県	2,233	9,953	3,886	53,051	5,515	1,252
	都留	214	913	176	3,868	324	39
	村	5	11	1	48	6	0

資料 県厚生部総務課

団体表示の都留は都留福祉事務所である。

計	その他活動件数				活動日数	訪問日数
	調査	証明事務	施設団 体との 絡	会合へ 参加 の 諸 行 事		
80,161	17,378	7,304	16,646	34,944	91,767	93,187
6,317	808	429	1,422	2,757	6,479	7,213
76,983	14,719	7,675	15,427	37,036	91,600	91,475
7,645	1,095	578	1,618	3,536	7,510	8,451
93,976	16,277	8,652	17,873	36,245	99,245	110,754
8,161	859	406	1,861	3,105	7,371	9,816
103,281	17,408	8,831	17,924	38,436	107,479	113,656
8,619	1,203	1,340	1,479	3,094	8,496	10,887
160						
145,302	26,363	11,967	24,504	47,793	133,170	168,707
13,003	2,126	757	1,923	4,272	10,722	16,368
121						
164,629	27,849	11,139	27,493	54,138	144,733	179,896
12,269	1,533	613	2,058	3,815	9,151	13,045
102	42	10	18	119	204	113

第二章 社会福祉

相 談 内 年 別		関 係 制 度 別 相 談 ・ 指 導 件 数					
		精 神 薄 弱 者 福 祉	児 童 福 祉	母 子 福 祉	母 子 保 健	世 帯 厚 生 金	そ の 他
昭 和 55	県	2,053	4,949	6,278	1,563	4,594	15,984
	都 留	144	471	447	80	161	1,715
	村						
56	県	1,826	4,672	4,850	1,545	4,027	18,129
	都 留	224	420	514	28	208	2,229
	村						
57	県	2,390	6,508	5,122	1,670	3,590	25,774
	都 留	139	422	434	63	162	2,549
	村						
58	県	2,311	7,205	5,188	1,766	3,824	26,207
	都 留	268	461	440	128	251	2,392
	村	14	24	6	7	5	35
59	県	2,551	7,612	7,688	2,137	4,489	34,259
	都 留	214	765	622	129	357	3,259
	村	3	15	6	17	1	46
60	県	2,804	8,313	6,359	2,016	4,034	38,201
	都 留	216	700	383	88	233	2800
	村	3	24	5	2	3	32



元治元年の無尽取定の事

明治十四年一月、南都留郡長から村長渡辺敬知あての文書がある。

「抑今日世間ノ景況ヲ觀察スルニ民俗漸次驕奢に赴キ人情ハ花美新奇ヲ好ム風ヲナシ其非常予備ノ如キハ恬トシテ顧ミサルモノノ如ク万一朝不慮ノ災害ニ遭遇スルトキハ忽チ凍餒飢餓ニ迫リ不可謂慘状ヲ見ルニ至ランモ難凶……」したがって日常の貯蓄こそが備えであると通知している。

明治三十年頃の村の勤儉貯蓄規定では勤儉督励員五名を置き、
 (一)葬儀の酒を禁止し祭典など以外の酒宴禁止
 (二)放楽興行の禁止
 (三)毎月十銭以上一円以下の貯蓄
 (四)貯金が二十円以上になった場合は勸業銀行債券か確実な株券での利殖をすること―を申し合わせている。
 しかしこれは必ずしも守られなかった。次の規定で当時の村内の状況を知らることができよう。

明治四十二年二月二十日

勤儉貯蓄規程

鳴沢村第二区

第一条 当区は戊申詔書ノ御趣旨ニ基キ産業ノ発達ヲ図リ平素淳朴ヲ守リ日常ノ經濟ヲ節約シ民力ヲ涵養シ學資ノ充實ヲナスヲ以テ目的トス

第二条 本規定ヲ実践スル為メ左ノ役員ヲ置キ正副委員長ハ区会ニ於テ選任シ委員ハ各組長ヲ以テ之ニ充ツ其任期ハ各々二ケ

年トス

一、正副委員長各一人

一、委員 六人

第三条 委員長ハ本規定実践ニ関スル事務ヲ指揮監督ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長長事故アルトキハ之ヲ代理ス

委員ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ其ノ組内ニ関スル事務ヲ処理ス

第四条 当区民冠婚葬祭其他ノ饗宴ヲ為サントスルトキハ委員ニ届出指揮監督ヲ受クルモノトス

第五条 第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ手段ヲ採ル

一、葬式ハ組内居住ノ者ニ於テ互ニ助力執行スル事

二、葬式後御齊ノ席ヘハ縁故アルモノノ外招待セサルコト

三、葬式ニ付握飯ノ接待及撒錢ハ一切廃止スルコト

四、一般会葬者ヘハ一切酒ヲ用ヒサル事

五、葬式ノ費用ハ各自前年度ニ於テ負担シタル通常村税(教育費ヲ含ム)ノ倍額ヲ超過セサルコト

六、一戸ヲ構フルモ村税ノ負担ヲ免除シアルモノハ最下等ノ例ニ依ル

七、婚礼、移転、帯解、厄拂、未祝、法会等ハ已定ノ規約ヲ遵守シ努メテ節約ヲ為スコト 但シ婚礼ノ式ハ可成関係者ノミ

ニテ之ヲ済スコト

八、出産祝、快氣祝、初節句、村切酒、座敷洗、御苦勞呼、普請中ノ「オシキセ」等ヲ廃止シ猶葺始、握飯、投餅、五福粥

等小供ニ施スルコトハ合セテ廃止スルコト

九、厚誼ノ義理上贈答スルモノハ現金又ハ日用品ヲ以テスル事但戸主若クハ十七歳以上ノモノノ葬式ニ付テハ親戚知己以外

ノ者ト雖モ一戸主金二錢以上ノ香料ヲ贈ルコト

第六条 前条ニヨリ節約シタル余裕金ハ左ノ標準ニ依リ学校基本財産ニ寄附スルモノトス

一、葬式ニ関シテ費消シタル金額ノ百分ノ十以上但シ五十錢未満ノモノハ免除ス

二、婚礼其他ノ饗宴ニ付テハ二十人以上ヲ招待シタル場合ハ一回金一円以上但シ特別ノ婚礼ニ付テハ金五円以上

第七条 従前ノ蚕祝ヲ廃止シ左ノ標準ニ依リ学校基本財産へ祝賀寄附ヲ為スモノトス

一、春秋二季、養蚕及桑代金ヨリ生スル収入額（雇人給料及買入桑代ヲ除ク）普通以上ト認ムルトキハ增收額ニ対スル百分ノ二以上

第八条 当区民ハ朝起夜業ヲ実行シ忠実業ニ服シ日常ノ経費ヲ節約シ一ヶ月金五錢以上ノ貯金ヲ為スコト但シ貯蓄ヲ怠リタルモノニハ農事仕附金ノ貸付ヲ停止スルモノトス

第九条 本規定第五条第六条第七条ニ違背シタルモノハ其者ノ負担スヘキ村税ノ二倍以上五倍以下ヲ違約料トシテ二ケ年増課スルモノトス

第十条 当区ハ農蚕ノ副業トシテ冬期間スゞ竹細工奨励ノ為メ講師ヲ聘シ一般へ講習セシムルコト

第十一条 本規程ニ関スル細則ハ委員協議ノ上之ヲ定ム

明治四十五年二月一日設

勤儉規程

鳴沢村第壹区

鳴沢村第一区勤儉規程

第一条 当区ハ戊申詔書ノ御趣旨ニ基キ勤儉力行産業ノ發達ヲ図リ日常經濟ヲ節約シ民力ヲ更張スルヲ以テ目的トス

第二条 本規程ヲ実践スル為メ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ハ二ケ年トス

一、正副委員長各壹人

一、委員 拾人

第三条 正副委員長ハ其当時ノ区長及代理者ヲ以テシ委員ハ各組ノ参与委員ヲ以テ本規程ノ事務ヲ指揮監督ス

第四条 副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキ之ニ代ル

委員ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ其ノ組内ニ関スル事務ヲ処理ス

第五条 当区民中冠婚葬祭及上棟祝并ニ初節句厄除祝法会等ヲ為サントスル者ハ左記各項ヲ遵守スルハ勿論如何ナル資産家ト雖モ來賓一人ニ付祝酒三合ヲ一戸主以下ノ者ハ一合ヲ超ユル事ヲ得ス

但シ十五歳以下ノ者ニハ一切酒類ヲ用ヒサル事

- 一、普請中ノ晩酌及御苦勞呼、座敷洗、職人呼ヲ全廃スル事
- 二、婚礼祝ニ付テハ連呼御勞苦呼座敷洗ヲ全廃スル事
- 三、出産祝ニ贈呈スル物品ヲ全廃シ一家ニ付現金五錢以上五円以下ヲ贈リ可成産児ノ貯金ト為スコト
- 四、初節句ニハ雛人形並ニ幟其ノ他之ニ類似ノモノヲ贈□スル事ヲ全廃ス
- 五、葬式ニハ野酒、握飯、撒飯、悔呼、四十九、線香ノ贈呈ヲ全廃スルコト
但シ寺ニハ此ノ限ニアラス
- 六、葬式ハ可成其ノ組内居住者ニ於テ相互協力執行シ会葬者ハ可成香奠トシテ金二錢以上ヲ喜捨スル事
此ノ場合穴掘酒ハ式升以下ノ事
- 七、日待類ハ年内一回トシ従来酒ヲ用ヒ来リシ日待ト雖モ酒參合以上ヲ用ウル事ヲ得ス
- 八、軍人ノ出立祝、帰郷祝、之ニ要スル土産物ノ贈□ヲ全廃シ送別会ニ酒ヲ用ヒサル事但シ戦時ハ此ノ限ニアラス
- 九、区長ノ拝賀ハ区内関係者一同学校ニ集合シテ冷酒五升ヲ以テ挙行スル事
- 十、村社ノ祭典ハ四月十五日一回トス
- 第六条 前条ノ規定ニ違反シタルモノハ共有林ノ入林権ヲ參ケ年間以内停止シ尚其ノ組内ノ貯金配当額ノ權利ヲ失フモノトス
但シ此ノ場合ニハ委員ノ協議ニ依リ処断ス
- 第七条 諸勸化、物貰、遊芸、押売、其ノ他之ニ類スルモノハ一切謝絶スルコト
- 第八条 区内人民ノ集会ニ於テ酌婦ヲ傭入レ宴会ヲ為ス事ヲ得ス
- 第九条 当区民ハ風紀ヲ取締ル為メ左ノ各項ヲ恪守スヘシ
 - 一、納税ノ義務ヲ励行スル事
 - 二、猥リニ大声ヲ発シ品行ヲ乱ササル事
 - 三、道祖神祭ニ「ヲカタブチ」ト称スル弊風ヲ為ササル事
 - 四、一般ノ儀式及集会ニハ時刻ヲ厳守スル事
 - 五、賭博及之ニ類スル所為ヲナササル事

第十条 本規程ハ明治四十五年ヨリ全五拾四年ニ至ル十ケ年間履行スル事但シ期間中ト雖モ委員会ノ決議ニ因リ加除訂正スル

事ヲ得

右条々遵守スル為メ区民一同署名捺印候也

生活改善運動が実施段階でどの程度実行されたかは不明である。大正時代になると第一次世界大戦後の経済不況をむかえた。この頃の共助生活をみると大田和郷倉に「膳碗貸付損料取立帳」がある。大正十四年一月からと推定できる記録があり共用物件貸付料金表は次の通りで区民の利用に供されていた。

貸付料金

- 一、膳、碗、壺、平附 拾人前 金五銭
 - 一、徳利、盃共 拾人前 金五銭
 - 一、盃破損料 壺 個 金五銭
 - 一、徳利壺本破損料 壺 本 金貳拾銭
 - 一、火鉢 壺 個 金五銭
 - 一、器輪（ジャッキ）壺 個 一日分金拾銭
但シ器輪貸付料ハ他村ノ者ニハ倍額ノ事
 - 一、セメント使用器物一切一日分全部金拾銭
 - 一、膳碗破損ハ世話人ニ於テ見計ヒ破損料ヲ徴收スル事
- 昭和四年二月 以上

この時の備品数は壺四十人分、膳三十九人分、火鉢十一個、盃八十五個、徳利八十五本である。
現在これらの備品は残されていない。

本村の郷倉

本村には鳴沢、大田和に各一棟の郷倉が残っている。しかし、現在は郷倉としての機能はない。郷倉は江戸時代の

公的穀倉で、年貢米などの一時的な収納施設だったが社倉、義倉などと同じように非常救済、貸付用の備荒貯穀倉となり、のちには現物のほか通貨による備荒施策などを併用して制度と施設との運営が変化してきた。

その動向を『那須野郷倉』（小野武夫）によつてみると天明八年（一七八八）創設されたその倉は稗（ひえ）を貯穀していた。米は年々に上納して残らなかつたのと同時に、稗は米よりも長期保存に耐え得たからであるとしている。明治三年（一八七〇）には稗よりも粃（もみ）が多くなっているが、この頃は開田などによつて稲作が進み、かつ米の流通性が高められたからではないかという。さらに明治十三年頃からは備荒から積極的な貸し出しへ運営方針を転換し、明治二十六年まで存続したという。

これらの動向は本県でも同様である。

宮原村（現六郷町）の文化十年（一八一三）の「貯穀取集小前帳」によれば同年単年の貯穀高三斗七升三合で現在総貯穀高十七石五斗六升二合（粃八石一斗八升八合、麦九石三斗七升四合）となっている。戸数約七十戸で一人平均一カ年一合程度の積穀量である。

本村の場合、時代は異なるものの明治十三年（一八八〇）の記録をみると村民一人につき稗一合を積み立てている。同年の人口一千人として、うち二百人を要救済人口とし、半年分の食糧と救金を準備するとしている。このため十年計画で積立金一千五百十二円、稗十八石九斗を貯穀するとした。その積み立て方法は村民一人につき稗一合を賦課してこれは現金として積み立て、さらに村内各戸を貧富の差によつて等級を定め、一等級につき稗一合を賦課した。すなわち一等の家は一升、二等の家は九合のこととなる。この分は同年分百五十一円二十銭である。なおその等級は次表の通りである。

これを基金として救荒策を立てている。不作の年の一年のうち百八十日間を救うとし、手当金一人につき一日四銭

明治13年村税割等級表

等級	負担率	戸数	備考
1等	2戸5分	2	
2	2.2	11	
3	1.9	12	
4	1.6	12	
5	1.3	31	
6	1.0	40	
7	0.8	29	
8	0.6	16	
9	0.4	24	
10	0.2	6	
等外	無力、無家	15	うち女の名と思われる者3
合計		198	

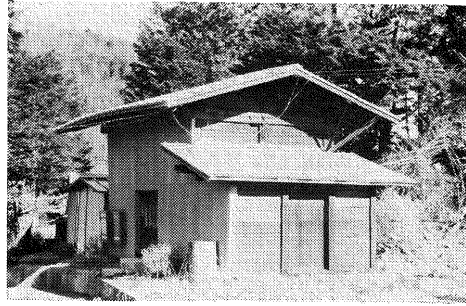
注 6等1.0として上下に区分している。ただし表にはされていない。

二厘、(稗五合に相当)を給するといふものであった。これは明治十三年公布の「備荒儲蓄法」による措置であったが、現実には救荒制度として郷倉が機能していたとみられる。

江戸時代の記録としては鳴沢地区の渡辺泰一家文書によれば安政七年(一八六〇)、文久二年(一八六二)代官所による貯穀検分が行われたとある。村記録では明治三年(一八七〇)三月の「窮民御救金拝借書上帳」があり、一戸平均二、三分の借り入れをしており、三カ年返済で名主など五名が連帯し三十九戸が借用している。したがってこの頃は通貨経済が進展してきたとみられる。

しかし、明治十六年五月の「凶荒予備稗貸下簿」によれば稗三石七斗一升九合が二十五戸によって借り出されている。

一方、明治十三年県の通達によって十カ年計画の積み立ては、同十七年で金額二百九十一円三錢一厘、稗二十四石七斗九升に達し、現金は第十国立銀



大田和郷倉

○ 大田和郷倉記録

郷蔵造替御普請

一、金四両也山造請渡し

請元

一、甲州身延村 松之助

木口 請元当所

一、金貳分毫朱 仁右エ門

一、金五両也 大工請渡し

当所請元 半 七

行へ預金されている。

『山梨県総合郷土研究』によると、本村の郷倉記録は文久二年（一八六二）以降明治三十五年（一九〇二）までの積穀数控帳があったと伝えているが現在は明らかではない。

現在は両郷倉ともそれぞれの地区で管理しており、共有物件などの収蔵に用いられている。なお、本村の郷倉は鳴沢では若者穀蔵、大田和では郷蔵と称されていた。

現在の倉は、鳴沢のは文久元年（一八六一）、大田和のは安政二年（一八五五）に建て直されたものとみられ、その記録が板書きされて現存する。しかし、その後数次とみられる補修修繕によって、特に屋根部分は改造されたものとみられる。なお、前記板書きは次の通りである。

棟 梁 久右エ門

大工棟梁

村御役人中

同 所

江蔵世話人中

酒五升

御若者中

同老升

茶役所重左エ門

同老升

江戸屋伝左エ門

棟木老本御見舞

木立村西丁喜右エ門

地祭御見舞

成沢成宝院

同 所

織部介

当役人	德兵工
同所	弥右工門
百姓代	重左工門
先役	伝右工門
先百姓代	文右工門
山見	安右工門
同所	儀兵工
先山見	周右工門
同所	伝五右工門
江藏世話人	市□工門
同所	久□工門
同所	七左工門
同所	浅兵工

郷藏御造替

棟 祭 利

維時安政二丁卯年

三月吉辰

(裏面)

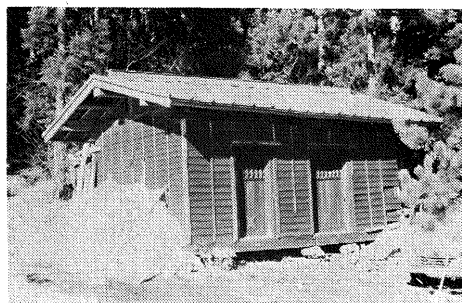
一、卷分式朱 江藏屋殿

地代 伝四郎江□

一、郷藏造替入用

惣ノ 金拾六兩卜

錢八拾八文也



鳴 沢 郷 倉

○ 鳴沢郷倉記録

若者穀藏

大 工

小世話人

重左工門	仁左工門	作次良	菊□□	茂兵衛	富作	富右工門
------	------	-----	-----	-----	----	------

第二章 社会福祉

鳴沢区の郷倉については大正十一年一月の区記録に、郷倉の屋根を「トタン」屋根にすることとし、その世話人二名を決めているが経費明細などは不詳である。

御見舞		孫		富	
		八		作	
一、青銅貳拾疋	通玄寺	一、同	重□エ門	一、同	孫八
一、青銅貳拾疋	成宝院	一、同	富作	一、同	孫八
一、金百疋	村役人中	一、同		一、同	孫八
金貳拾疋		一、青銅拾□		一、同	孫八
一、金貳拾五疋	源次右エ門	一、同		一、同	孫八
一、金五拾疋	久兵衛	一、青銅□□□	德□□□	一、同	孫八
一、□江料	庄左エ門	若者世話人		一、同	孫八
一、同	治右エ門	一、□□□	甚右エ門	一、同	孫八
一、同	甚右エ門	一、□□□	德右エ門	一、同	孫八
一、同	徳右エ門	一、□□□	治左エ門	一、同	孫八
一、同	久兵衛	一、□□□	庄左エ門	一、同	孫八
一、酒五□	□右エ門	文久元年		一、同	孫八
一、同	仲□エ門	辛酉十月吉日		一、同	孫八

第二節 児童福祉

はじめに

児童の保護、養育は古来、単に親の責任とされた時代が長い。しかしその一方、児童を神聖視する民俗信仰、宗教などのかかわりのなかで保護されてきた面もある。しかしながら、それはあくまで特定の時代あるいは集団などの制約のなかでのことが多い。現在はほとんどみられない「こども組」、または神仏への奉仕者たる子供の特定など、あくまで特例である。

社会生活上の弱者はいつの時代でも老幼婦女子だが、特に戦乱、飢餓の時代に悲惨を極めたのは児童であった。児童の売買は律令制下で公認されていたが、中世以降法制上は消滅したとされていた。しかし実情は依然として行われており、延応元年（一二三九）幕府はこれを禁止している。さらに正応三年（一二九〇）その売買仲介者には顔へ烙印を押すとしているのである。江戸時代になるとこれはさらに厳しく禁じた。

一方、貧困、病苦その他の事情により捨て子は跡を絶つことはなく、明治時代まで続いたのである。

捨て子は寺の門前などに捨てられたり、商家の前に捨てられたりして篤志家によって養育された例が多い。

明治四年六月、明治政府は太政官布達で「棄児養育米給与方」を定めている。これは、それまで公所扱い中の捨て子に限って給与していた米を、捨て子を引き取って育てている私人にも給与することとしたもので、年間七斗の米を捨て子が十五歳になるまで給付するとしたものである。この通達は二年後の明治六年改められ十三歳で支給打ち切り

とされている。

明治初年は各種の社会救済施策が定められたが、それらのなかで捨て子は他の要保護児童とともに救護されている。本県の捨て子の記録をみると明治十六年九人、十七年十一人、十八年八人、十九年六人、二十年三人、二十一年二人、二十三年四人、二十四年十一人、二十五年五人と続いている（県統計書）。地域的に特定地域への集中性は見られない。児童保護が近代的な歩みを始めたのは昭和十二年三月制定の「母子保護法」である。

ただし、生活保護面からの保護は明治三十二年設置の甲府市伊勢療養所への收容者のみでも、昭和九年度実人員三百四十名とされている。

戦時体制下の配給切符



児童が国民すべての責任で、その心身の健全な発展育成と生活保障を目的として昭和二十二年十二月「児童福祉法」が制定された。

この法律では満十八歳までを児童として保護しようとしている。また、妊産婦も含めて保護対象とした画期的な施策である。この法律は、所要の改正が加えられ今まで児童福祉の基本法とされている。

本村の児童福祉

本村は、昭和三十五年四月「鳴沢村保育園設置条例」を制定し保育に欠ける児童の保育を始めている。

園舎は旧小学校を改築し、定員六十名、職員六名を充てている。昭和四十七年定員九十名を保育收容するため改増築し、職員も一名増員とした。この時点の園舎面積は四百二十三・四九平方呎で、運動場四百九十七平方呎を有して

いた。

昭和五十四年鳴沢村一五五三の現在地へ鉄筋コンクリート平屋建て八百四十一平方呎の園舎を新築し移転した。敷地面積は二千五百九十八平方呎、総工費は一億二千六十六万五千円である。この時点の定員は九十名、職員は八名であつた。

保育目標は、心身健全な子どもで、情緒豊かな協調性あることと、積極的な明るい子どもとなることをめざしている。

情緒面からの保育のなかで特記すべきは昭和五十五年第四十回全国教育美術展において「地方学校賞」を受賞、翌五十六年同展で再び「美術奨励賞」を受賞したことである。

この成果はさらに、五十八年の「地方学校賞」、六十年の「地方学校賞」、六十一年「美術奨励賞」受賞という記録を有するのである。

保育は保育所まかせばかりではない。しかし、現実には児童は、保育に欠ける日常生活に直面している。保育所はその中心となつて地域の子ども、地域の子どもとして小学生と手をつなぐ子ども、おとなとそして老人と手をつなぐ子ども、という地域の輪に組みこんだ保育をめざしている。

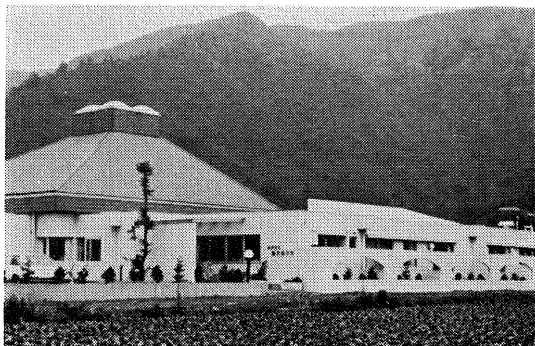
これらは、昭和六十年年度の公開保育、六十一年年度の保育内容研究指定保育所となつたことでさらに成果が認められたといえよう。

保育所は、村、村教委、保護者会等が直接深いかかわりを持つとして、その輪を広げた「保育所家庭教育学級」を実施している。学級は母親、父親、祖父母の各別学級と、幼児のクラス別学級に分けて行われた。この結果は文集



改築時の保育所（旧小学校舎）昭和47年 4月

第二章 社会福祉



竣工時の保育所・昭和55年4月

別表(1) 保育所児童数（昭和62年4月1日）

組名		男	女	計
年長	さくら1組	10	7	17
	さくら2組	9	7	16
年中	うめ1組	6	8	14
	うめ2組	5	8	13
年少	もも組	6	9	15
計		36	39	75

別表(2) 保育所卒園者数調

年度	昭和	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
人員		44	40	37	41	40	50	44	46	31	20	54	35	50	33
年度		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	
人員		45	32	31	41	32	40	25	28	30	40	21	22	35	

「しゃくなげ」に記録されている。
 また、村の老人クラブ、老人ホーム「富士山荘」などとの交流をもち、地域のこどもとして保育されている。
 村では保育所児童の登、下園の安全確保のため昭和五十六年度から福祉バス（ふじぎくろ号）を運行しているが、このバスはまた老人クラブ行事の送迎などにも提供している。なお、現在の保育児童数、卒園者数はそれぞれ別表(1)、(2)の通りである。

第三節 母子福祉

はじめに

現在わが国の母子世帯は約六十八万七千世帯（昭和五十五年）と推定され、全世帯数の二・〇一％となっている。

母子世帯になった理由は、死別約六〇％、離婚約二七％、未婚の母約二・四％である。その他生死不明や捨てられた場合もある。母の年齢では四十歳代の約四五％が最高で、ついで三十歳代の約二六・三％、五十歳代の約二一％があり、これが全体の約九二％となる。二十歳代は約四・八％であるが十八歳以下のこどもを持つ率の高い二十歳、三十歳から四十歳代前半までの母子家庭がもつとも福祉施策を要するといわれる。また、離婚した夫婦では二十歳未満の子がある場合は全体の約七〇％といわれている。

近年の死別の原因のうち、事故死は一般事故、交通事故とも増加しており、母子家庭発生はこれに比例して増加している。

本県の母子世帯は約五千百世帯（昭和五十五年）で全世帯数の約二・二％である。

これら母子世帯の日常生活上の悩みは、生活苦を訴える場合が約二〇％、子の教育についてが約一八％、ついで住宅、職業について―がつづく。これらの悩みについて援護しようとするのが母子福祉である。

施策の進展

母子福祉施策として、昭和十二年三月、「母子保護法」が制定された。この法律は、当時の軍国立国のための施策だともいわれるが、結果的には母子保護施策として大きな役割を果たしてきた。

法律の要点は、

- (一) 十三歳以下の子を持つ母が、貧困またはその他の理由で子を養育できないとき
- (二) 配偶者があっても配偶者が心身障害で仕事ができないとき、行方不明のとき、法令によって拘禁されているとき、母子を捨ててしまったとき

などは救済するとしている。これは法律上の婚姻関係の有無で判断せず、事実関係があれば足りるとしていた。

扶助の種類は生活、養育、生業及び医療の各扶助として原則的にはその家庭で行ったが必要に応じて家庭以外の場所でも扶助した。これは施設への収容であったが、すべての執行は市町村長に任せられている。この法律は、やがて戦死者等の遺家族の救護にも及ぶこととなり戦中、戦後の母子福祉を支えてきた。

昭和二十七年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定された。この法律は戦争犠牲者の遺家族母子を中心として資金援助により自立を促すものとされたのである。

現在の母子福祉

現在の母子福祉は、昭和三十九年七月制定された「母子福祉法」が中核となり、国民年金、厚生年金、生活保護をはじめとする各法令の立法調整がなされ援護体制も整備されてきている。以下概要をみよう。

○母子福祉機関

児童福祉法による機関として「児童福祉審議会」があり福祉施策の調査審議をするほか、知事の諮問機関として機能している。

県には母子相談員九名がおり、県の福祉事務所ごとに置かれ母子家庭の自立を図る指導を行っている。さらに県下に二百八十八名の市町村母子相談員が置かれている。

児童委員は、民生委員を兼ねることとされ、県下に二千二百三十一名がいる。

○経済的措置等

母子福祉資金の貸し付け、国・地方公共団体の設置した施設への売店出店の便宜提供、公営住宅の入居についての優先など経済的援護が行われている。

また、母子寮への入所によってこどもの福祉が図られるようになっており、県下には四カ所の母子寮が設けられている。国民年金では母子福祉年金の給付がされている。

本県では、子が二十歳に達して母子福祉法の適用外になった母子、または子のない寡婦のための援護措置として「寡婦福祉資金貸付条例」による貸し付けが行われている。

本村の母子福祉

本村の母子福祉事業も母子家庭の実情に即した方途がとられている。

村内に一名の母子相談員が置かれ、身近な相談相手となっている。

本村では他の市町村にさきがけて、昭和三十三年四月「母子家庭厚生年金給付条例」を定めている。村内居住の母子家庭の経済的自立の一助として役立ってきた。

制定時の年金額は、世帯基本月額一千元以内、児童一人につき月額三百円以内であったが、現行はそれぞれ二千元以内、一千元以内となっている。支給は三カ年間とされている。また、生活保護法による支給があったときは併給しないこととしている。

第四節 老人福祉

はじめに

わが国の老人福祉は、古代から一般的な弱者救済の社会思想のなかで培われてきた。しかし、施策として制度化したのは明治七年（一八七四）十二月太政官通達による「恤救規則」制度からといえよう。

これは主として独身の老人を対象とした制度であるが、ただし書きで独身以外の老幼者の救済を定めている。

すなわち、老幼者などの弱者保護は国民の相互扶助が原則であるとしながら、当面望めないで規則を定めたとしており、明治時代の急激な社会変革の流れを示している。

恤救規則

濟貧恤窮ハ人民相互ノ情宜ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事

一、極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ墮リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廢疾ニ墮リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一、同独身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一、同独身ニテ疾病ニ墮リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合 女ハ二合ノ割ヲ以給与スヘシ

但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ墮リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一、同独身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以給与スヘシ

但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一、救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

これで見るとに老年者、幼年者に対して米穀を買うに足りる給付をしたのである。一般的には、主食は米換算にして年間大人一人一石を要するといわれていたので、主食と最小限度のみそ・しょうゆ代であったろう。

昭和四年（一九二九）「救護法」が制定されるまで恤救規則は老人救護の基本法規として生きつづけてきた。救護法では、老人以外に幼年者、妊産婦、心身障害者に対する保護が定められ、救護の方法も生活以外の医療、助産、生業の各扶助が行われることとなったのである。また、救護施設についても充実が図られることとなった。

救護法は、昭和二十一年九月「生活保護法」の制定によって施策は引き継がれ、さらに昭和二十五年の生活保護法大改正によって、いわゆる「新生活保護法」とよばれ今日の生活保護施策の原点ともいべき位置づけをされたのである。

しかし老人福祉施策は、生活保護法のなかで救済中心の部分的対策でしかなかった。時流は、単なる救済施策から脱却して、より前進的な、充実した老年代の保障をめざす方向をたどりはじめたのである。

戦後の生活水準の向上は、わが国民の平均寿命を延ばし、明治二十年代後半の、男四二・八歳、女四四・三歳、昭和十年の男四六・九二歳、女四九・六三歳から昭和三十五年の男六五・三二歳、女七〇・一九歳へと急激な延伸をみせた。

現在の施策

これと同時に産業構造の変化は、技術革新と相まって高齢者の就業の機会を減少させるなど、社会情勢の急激な推移は、ときにして老人をそのひずみにさらし、老人福祉の原点とは何かの問題が提起されるに至った。

老人福祉の原理を明らかにし、老人の心身の健康の保持と生活の安定とに所要な措置を講ずるとして「老人福祉法」が制定されたのは昭和三十八年七月である。

ここでは、老人を社会の進展に寄与した人々として敬愛し、心身の健康保持と同時に、その知識経験を社会に生かすことと、その希望と能力に応じた仕事への機会提供を図るものとし、かつ、これらは国と地方自治体の責務と定められたのである。

これによって長い間、恩恵的施策ともいふべき立場にあつた老人福祉が、社会の義務として位置づけられたのである。老人の健康管理、医療費の給付、収容施設への収容などが骨子となり、老人福祉は総合施策として大きく前進したのである。

県内での事業としては、老人クラブの活動助成をはじめとし、諸創作活動、生産活動などを通じ、老人が社会の一員としての役割を果たしながら充実した生活ができるとともに、趣味、教養活動などの拡充を図り、生き甲斐のある「老後がつくられるような積極的な施策」が打ち出されたのである。

施設も養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センターの設置が進められた。また、老人専用居室の整備のための資金貸し付け、生活用具の給付、愛のベル設置、一時保護事業など細部にわたって施策が進められてきた。

これらのなかで老人福祉の重要な部分として保健医療は欠くことのできない面であると判断し老後の健康は壮年期からの基礎づくりをうたつて昭和五十七年八月「老人保健法」が制定された。この制度は、四十歳以上の者はすべて市町村が健康管理を行い、七十歳以上の老人、六十五歳以上七十歳未満の寝たきり老人の医療給付をすることとしたのである。

老人保健法制定以來約四年、医療費の増大はその運営、ひいては制度改正を余儀なくされるなど新たな対処を迫られつつも老人の保健に寄与しているところは最大である。

本村の老人福祉

信州の姨捨山にちなむ「おばすて」は棄老伝説として有名であるが、この類の伝説は食糧に乏しかった村々のどこにでもある伝説である。『北富士すその物語』では、富士急行電鉄河口湖駅東方に「ケカチクボ」という地があり、天明、天保の時代のおばすての場所だと伝えられている。

本村でも大田和のあたりにそのおばすて山があったという伝説が、村の老人クラブ連合会の作品集に寄せられている。伝説は伝説としてさまざまな意義を発見できようが、ここでは触れない。

村の記録としては大正四年（一九一五）十一月、ときの大正天皇即位大典記念に際し、高齢者への賜盃記録がある。

養老賑恤ノ儀ニ付内閣総理大臣へ

御沙汰案

蓋ヲ存シ蓋ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ恵ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民ノ乏キヲ濟フヨリ先ナルハナシ茲ニ登極ノ初メニ方リ祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ論シテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ。

の御沙汰文があり、次の男八名、女十名が合計十八名天盃と酒肴料を受領している。ただし、男女別は名前によって推定した。

氏名	生年月日	年齢			
渡辺 はつ	文政六年二月五日	九二	渡辺 きち	文政十一年十二月十日	八七
渡辺 ひめ	文政九年四月四日	八九	渡辺 はつ	天保元年十二月二十七日	八五

参加している。

年 齢	金 額
70歳～74歳	10,000円
75歳～79歳	15,000円
80歳～84歳	20,000円
85歳～89歳	25,000円
90歳～94歳	30,000円
95歳～99歳	35,000円
100歳以上	50,000円

大正四年の村人口は一千六百九十八人、(男八七三、女八二五)で二百四十二世帯である。単純にみると村民の一〇・六%が八十歳以上だったことで当時としては長寿村だったのである。

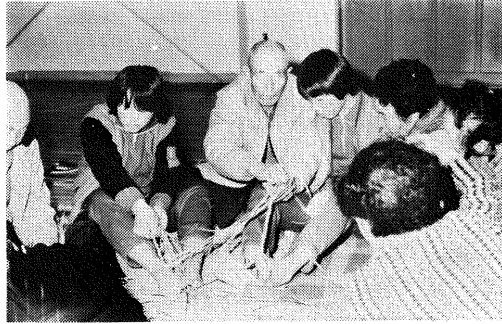
村では、昭和三十一年七月、「鳴沢村高齢者厚生年金支給条例」を制定し、高齢者の日常生活の充実の一助となっている。この制度は県下でも先駆的といわれ、村内外から高く評価されている。

なお、現行の年金額は次の通りである。

渡辺 安 昌	天保二年十二月二十一日	八四	渡辺 弥三郎	天保五年十二月二十七日	八一
三浦 い し	天保三年一月六日	八三	小林 ふで	天保六年三月十一日	八〇
小林 伝兵衛	天保三年四月十日	八三	梶 原 多 い	天保六年六月二十八日	八〇
佐藤 谷右衛門	天保四年六月二十四日	八二	渡 辺 作 平	天保六年十二月二十五日	八〇
小林 仁右衛門	天保四年十月十日	八二	渡 辺 か つ	天保七年二月十日	七九
渡 辺 徳 藏	天保五年七月十日	八一	小林 義 配	天保七年五月十日	七九
小林 つ や	天保五年十一月五日	八一	渡 辺 さ つ	天保七年六月二十四日	七九

このほか、恩賜林保護組合からは七十歳以上の老人に対して一人千円の敬老年金が贈られている。

昭和六十一年度の敬老会には百八十八名が出席し、村挙げての祝賀会があり、村、青年団、婦人会からもそれぞれ記念品が贈られている。「富士緑の休暇村」でも五十五年から年々招待行事を行っており、六十一年九月、百一名が



老人クラブと小学校児童の交流（わらじ作り）

また、昭和五十三年から「高齢者スポーツ祭り」を行ってきており、すでに第九回を記録している。近年は身障者、母子、父子家庭を含めて盛大に実施されており、「村教育委員会」と「福祉のむらづくり推進協議会」の主催とはいうものの、「老人クラブ連合会」、「体育協会」、「婦人会」、「やすらぎ会」などの全面的後援があつて村を挙げての行事となつている。

老人収容施設としては、福祉法人「富士山荘」が特別養護老人ホームとして昭和五十五年炭焼塚地内に建設されている。定員五十名であるが、村内からの入所者はほとんどいない。

第五節 社会奉仕

はじめに

社会奉仕とは、社会生活を営むうえに必要なサービスであつて何らの対価を求めないものであるといえよう。

奉仕の内容にはさまざまな形態がある。物質的な奉仕、時間の提供、労力の提供、精神的な援助などすべての部分と機会とが奉仕の対象となっている。

国際的には国連の援助機関「国連災害救援機構（UNDRO）」などのような組織から、小さくは隣近所の助け合いまでさまざまな方法がある。

社会福祉の拡充は社会的要求によつてその実を挙げているが、単に法令やとりきめで達成できないのが実情である。それを補完するために必要なのがこの奉仕であろう。

奉仕は組織化されてなされる場合、個人の単位での場合、あるいは個人対団体、団体対個人とさまざまである。いずれの場合でも自発的な行動が原則であるから、それら社会的要求のサインに的確に対応することが不可欠とされている。

民間奉仕活動

社会福祉協議会（社協）

第二次世界大戦後の社会混乱は、戦没者遺家族、戦傷病者、戦争孤児、戦災孤児、海外引き揚げ者、復員軍人などへの緊急援助、加えて慢性的な衣、食、住の極限的な不足とによる要援護者として空前の事態に直面した。

援助活動は、立場を同じくする系列での助け合いから始められている。「未亡人会」、「傷痍軍人会」、「引揚者会」などにみられるような自助活動は、やがて「同胞援護会」の活動のように部外者から救援の手がさしのべられている。

やがて、これらの活動は統合へ動きはじめ、昭和二十六年「中央社会福祉協議会」となった。

本県でも同年に結成されている。この段階での参加団体は同胞援護会山梨県支部、山梨県民生委員連盟、山梨県社会事業協会、山梨県児童福祉協会、山梨県授産事業連盟の五団体である。組織は財団法人とした。その後の法律改正で現在は福祉法人である。

本村の社会福祉協議会は昭和二十六年結成され、福祉活動の中核となっているが第七節に述べる通りである。

ボランティア活動センター

ボランティア活動センターは、県ボランティア協会が中心となり、社会福祉活動の拠点として運営されている。

社会奉仕活動への参加を希望しながら、その方法、機会などが得られないとき、あるいは個々の活動を有機的に統合し組織化された展開を図るなど身近な存在として機能しているのである。

ボランティアは、その人の持つ技能と時間とを無報酬で提供する人たちで「善意銀行」「奉仕銀行」「愛情銀行」などとも呼ばれ社会福祉のために欠くことのできない存在である。

共同募金

共同募金は、昭和二十二年「赤い羽根」募金として第一回の募金が行われた。以後三十九回の歴史を有する。発足当時の目的は戦後の劣悪な社会条件下で生活している戦災者、引き揚げ者、戦没者遺家族、海外残留者留守宅家族、失業者などの飢えと寒さを守ろうというものであり、これは、対象の変化はありながら基本理念は今日に至るまで引き継がれている友愛精神である。

共同募金という発想は大正十年（一九二二）長崎県、大正十五年新潟県、昭和三年神奈川県で試みられているが、このうち神奈川県では関東大震災時の救援謝恩のためとされ、昭和十九年まで続けられていたという。これは昭和十年「第八回全国社会事業大会」で全国的な実施運動が図られたが、折りからの戦時体制国家への移行で実現されていない。

また、「お年玉つき年賀はがき」からも共同募金へ繰り入れがあることは周知の通りである。このはがきは昭和二十四年が第一回で現在に至るまで続けられている。

日本赤十字社

明治十年（一九七七）佐野常民らによって、西南の役の傷病兵を救護した「博愛社」が前身で、明治二十年「赤十字国際委員会」に加入し「日本赤十字社」となった。同三十四年社団法人となり、昭和二十七年「日本赤十字社法」の制定により特殊法人となり今日に至っている。

本県には、河口湖町に日赤病院がある。この病院の前身「岳麓病院」は本村が組合員であった「鳴沢村外四ヶ村衛生事務組合」の設立した病院で深い関係にある。現在のベッド数は二百三床である。これらの経緯は第一章第三節にみる通りである。

本村のボランティア活動

本村の社会奉仕事業は、社会福祉協議会を中心とし、村を挙げての「鳴沢村福祉のまちづくり推進協議会」が一体となり進められている。

共同募金の推移

年度	鳴 沢 村		山 梨 県		全 国	
	目標額	実績額	目標額	実績額	目標額	実績額
昭和22	円	円	円	円	千円	千円
	—	—	1,517,000	1,598,000	578,200	592,968
30	—	—	10,000,000	10,072,437	1,097,119	1,143,906
35	—	—	17,000,000	18,808,324	1,717,202	1,925,307
40	—	—	21,000,000	25,128,087	2,462,180	3,163,455
45	—	—	30,000,000	35,037,418	3,533,381	4,579,216
50	—	—	55,000,000	78,227,383	6,987,944	9,448,141
56	649,800	689,853	130,000,000	157,929,622	16,629,902	18,876,358
57	603,900	715,468	140,000,000	154,431,049	17,529,027	19,662,484
58	1,048,900	1,047,290	150,000,000	157,791,667	18,347,923	20,214,859
59	780,500	805,000	155,000,000	166,020,309	18,950,113	20,939,983
60	819,200	844,200	160,000,000	168,083,049	19,753,313	21,745,675
61	916,200	944,700	165,000,000	未 定	—	—

注 県・国分は県厚生部

日赤社員の推移

区分	鳴 沢 村			山 梨 県	
	個人	法人	社費額	個人 (法人)	社費額
昭和55	471	1	362,500	151,586 (617)	98,269,047
56	476	1	459,000	153,358 (606)	101,535,455
57	473	2	490,000	155,163 (623)	106,380,850
58	476	2	551,000	161,235 (748)	116,092,566
59	474	1	530,000	158,766 (817)	119,289,695
60	478	1	534,000	161,304 (858)	122,925,725
61	481	0	486,500	158,061 (947)	123,477,120

注 資料は日赤山梨県支部、但し61年度は11月末日現在である。

第六節 国民年金

制度の発足

「国民年金法」は、国民の老齢、廃疾、または死亡によってもたらされる国民生活の不安を、国民の共同連帯によって防止し、国民の健全な生活の維持及び向上を図るとしている。

昭和三十四年四月公布されたが、制度化の検討は昭和二十一年三月設置された「社会保険制度調査会」が翌二十二年十月答申した「社会保険制度要綱」から出発しているのである。

第二次大戦後の日本は、急激な社会情勢の変化により国民生活の大きな不安を招来するに至っていた。

これに対処する方途として既存の諸制度の補完制度を設けて国民に年金制度を適用しようという発想であった。この国民年金制度は、昭和六十一年四月、二十六年間の歳月を費やして「基礎年金制度」として国民年金を位置づけて所要の改正を行い、所期の目的に大きく前進したのである。

さて、社会保険制度調査会は、のちに社会保険制度審議会の設置へ進み、社会保障についての企画、政策、法制への勧告「社会保障制度研究試案要綱」を発表、このなかで無拠出の年金、すなわち福祉年金制度を打ち出したのである。

この要綱は公聴会での検討などを経て昭和二十五年内閣へ勧告案として提出された。

昭和三十二年制度準備費が予算に計上され、「国民年金審議会」が発足し、立法が具体化し昭和三十四年四月制定をみるに至った。

年金制度は、一定の保険料を納付した者に給付する拠出年金を基本制度とし、制度創設時すでに老齢、廃疾などにより保険料の納付能力の乏しかったため拠出年金の受給ができない者の救済のための無拠出年金の二本立てで発足している。

適用対象者は二十歳以上六十歳未満の日本人を拠出年金の保険者とし、公的年金の適用者などは除外され、公的年金との間には通算調整措置がされた。発足時の保険料は三十五歳未満は月額百円、三十五歳以上は月額百五十円とされたのである。現行は月額七千円となっている。

拠出年金の種類は、老齢、障害、母子、遺児及び寡婦年金の五種類で二十五年以上保険料を納付した者に対し六十歳から支給することとした。

老齢年金は六十五歳から支給とし、障害年金は一定の保険料を納付した者が一級または二級程度の障害があったとき、母子年金は夫と死別した者が十八歳未満の子のあるとき給付することとした。

遺児年金は、一定条件の下に、父母と死別した十八歳未満の者に給付し、寡婦年金は、老齢年金の受給条件を満たした夫と死別した妻に対して、六十歳から六十五歳までの間に支給することとし、その額は老齢年金の額の二分の一としたのである。

無拠出年金は福祉年金といわれ、老齢、障害、母子の三年金制とした。

老齢福祉年金は七十歳以上の者に支給し、障害福祉年金は一級に該当する程度の廃疾状態の者に支給し、母子福祉年金は夫と死別し義務教育終了前の子のある者に支給することと定めたのである。

福祉年金は制限規定として、受給権者もしくはその配偶者が公的年金を受けるとき、または受給権者、配偶者または扶養義務者に一定以上の所得があるときはその規定が適用されることとした。

国の負担金は拠出年金の納付保険料の二分の一。福祉年金についてはその全額とした。

財政運営は積み立て方式とし保険料及びその国庫負担金が積み立てられることとなった。

実施期日は、福祉年金は昭和三十四年十一月一日、拠出年金は昭和三十五年十月一日を資格取得の期日とし、保険料の納付は昭和三十六年四月一日として運営されるにいたつたのである。

制度の改正

国民年金制度の改正は、経済変動に伴う支給額の改正、所得制限限度額の改正、公的年金との併給と支給の調整についての改正など経済情勢に即応した改正がされてきた。また、これに伴って保険料の額の改正もそのつど行われておりその主なものは別表の通りである。

しかし、制度的な改正は昭和六十一年四月施行の改正が画期的とされ、かつ昭和三十四年制度創設時における目標とされた年金制度の一元化として位置づけられている。その改正要点は次の通りである。

一、二十歳以上六十歳未満の者の強制加入

第一号被保険者、主として従来 of 加入条件を有する者

第二号被保険者、厚生年金の被保険者（二重加入となる）

第三号被保険者、厚生年金被保険者の被扶養配偶者

二、任意加入被保険者、学生、被用者年金制度から老齢（退職）年金受給者、外国在住者

三、給付

基礎年金	老齢基礎年金	年額	六二万二、八〇〇円
障害基礎年金	〃（一級）	七万八、五〇〇円	
	〃（二級）	六二万二、八〇〇円	
遺族基礎年金	〃	六二万二、八〇〇円	子の加算あり

寡婦年金 夫がうけられるべき額の四分の三

死亡一時金 一二万六、五〇〇円（保険料納付が二十五年～三十年の場合）

四、そのほか、厚生年金、共済年金の被保険者本人と、その配偶者の保険料は直接個人で納付は要せず、制度間で通算措置がとられることとなっている。

これらの改正によって保険料も月額七千百円となった。この結果は別表(1)、(2)、(3)にみる通りである。

本村の状況

本村の加入者は昭和六十年末現在七百十一名で、保険料額は五千九百七十八円である。受給状況は、拠出年金受給者二百八十名で一億五百六十万一千円、福祉年金受給者百四名で三千二百七十五万八千円となっている。なおその他の状況は別表(4)、(5)(6)、(7)でみるとおりである。

別表(1) 福祉年金の改正経過(抄)

単位 円

年金種類	施行期日	昭和34.11	40.9	45.10	50.10	55.8
老 齢 福 祉 年 金		12,000	15,600	24,000	144,000	270,000
障 害 福 祉 年 金	1 級	18,000	24,000	37,200	216,000	405,000
	2 級	—	—	—	144,000	270,000
母子(準母子)福祉年金加算		12,000	18,000	31,200	187,200	351,600
		2,400	4,800	4,800	1人目 9,600 2人目から 4,800	60,000 24,000
老 齢 特 別 給 付 金		—	—	—	108,000	108,000

別表(2) 拠出年金の保険料の推移(抄)

年 月	昭和	36.4	44.1	45.7	50.1	55.4	60.4	61.4
年 齢								
20歳～34歳	100円	250円						
35歳～59歳	150円	350円	450円	1,100円	3,770円	6,740円	7,100円	

第二章 社会福祉

別表(3) 拠出年金給付額 (昭和61年4月1日現在)

給付の種類		給付の対象	給付額	備考
老齢基礎年金		20歳から60歳まで完納した場合	622,800円	
障害基礎年金		1級障害	778,500円	
		2級障害	622,800円	
遺族基礎年金 (妻が受けるとき)		子が1人いる妻	809,600円	
		子が2人いる妻	996,400円	
		子が3人いる妻	1,058,800円	子が4人以上のときは1人につき62,300円加算
〃 (子供が受けるとき)		1人のとき	622,800円	
		2人のとき	809,600円	3人以上のときは1人につき62,300円加算
へ第一号 独自被 給保 付者	付加年金	付加保険料給付者	200円×付加保険料納付月数	
	寡婦年金	60歳から65歳までの間	夫の受給額の $\frac{3}{4}$	
	死亡一時金	保険料を3年以上納付し何の給付も受けなかったとき	円 円 100,000～200,000	

別表(4) 現存被保険者と異動状況

年度	別 前年度 被保 者数	増			減							差引 増減	その 他	年度末 被保 者数
		資格 取得	転入	計	資格 取得	資格 喪失	資格 喪失 申出	死亡	転出	社 保 管 理 不 在	計			
昭和40	693	66	7	73	3	31		1	19		54	19		712
44	842	66	32	98	4	30		2	50		86	12	2	856
50	785	54	10	64	—	23	1	2	13	1	67	△3		782
55	774	74	20	94	5	14	12	1	23	△2	108	△14		760
59	739	61	22	83	2	17	4	1	15	3	114	△31		708
60	708	85	31	116	8	15	11	2	26	△2	113	2		711

別表(5) 障害、母子、準母子、寡婦、死亡福祉年金受給調

年度	障 害		母 子		準母子		遺 児		寡 婦		死 亡	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和40	3	72,000	5	108,194								
45	3	106,200	2	60,000							1	10,000
50	4	1,528,200	7	2,415,600					1	88,296	1	17,000
59	2	1,003,000	6	4,209,600							1	23,000

別表(6) 老齡福祉年金受給権者及び支給年金額

年度	別	一 部 支 給				全 部 支 給 停 止					計		
		全部 支給	公的年金受給 中	配偶者 老齡年金受給 中	配偶者 障害受給 中	公的年金受給 中 (限度額以上)	所得制限			併給 選択	扶養義務者所得制限	件 数	金 額
			(限度額以下)				本人	配偶者	扶養義務者				
昭和40年		69	16	50	—	1	—	—	2	—	—	138	1,837,869
45		122	10	2	—	4	—	—	4	—	—	138	3,027,017
50		144	—	—	—	4	1	—	—	—	—	149	20,736,000
59		118	—	2	—	—	—	—	—	—	—	120	31,860,000
60		79	—	—	—	5	—	—	—	—	5	89	26,550,000
61		77	—	—	—	4	—	—	3	—	1	85	25,420,800

別表(7) 保険料免除被保険者数調

年度	別	被保険者数	免 除 者 数			免 除 率 %
			法定免除	申請免除	計	
昭和40		712	6	16	22	3.1
45		743	13	4	17	2.3
50		738	20	12	32	4.3
55		711	15	19	34	4.8
60		662	17	22	39	5.9
61		616	15	26	41	6.6

第七節 福祉関係の団体

鳴沢村社会福祉協議会

昭和二十六年設立され、村の福祉活動の中核として事業を展開している。構成員は村、村議会、民生・児童委員・福祉関係団体・教育委員などの代表者及び学識経験者並びに協力者が充てられ、名実ともに村を挙げての協議組織になっている。

会の運営は、会費と拠出金、共同募金の配分金などを経費に充てており、事業は専門部会を置くことによって、より実情に即した行動がとれるような体制が樹立している。

鳴沢村健康づくり推進協議会

村の保健活動の推進を目的に昭和五十八年設置された会である。構成員は全村民として、行政機関、保健医療機関、住民代表、学校関係者などから委員十八名が選ばれて事業を推進している。

事業は、総合的な保健施策の検討、健康診査、健康相談、保健栄養指導、食生活の改善、地区衛生組織の育成、健康教育など広範である。

会長は村長が充てられており、年々の「たっしやまつり」は、村民のすべてが自分の健康を自分で考えることに役立つっている。なお、この「たっしやまつり」は、本会の設立する以前の昭和五十五年から実施されており本会の組織化とともに受け継がれ、年ごとにその目的を果たして今日に至っている。

鳴沢村老人クラブ連合会

昭和三十七年設立され、会員は村内の七十歳以上の者が会員となっている。村内各地区ごとに班があり、充実した組織活動が図られている。事業としては心身の健康保持、学習活動のために資するものが取り上げられている。

ゲートボール大会の開催、保育所もちつき大会、小学校ふるさと学級への参加、毎月五日の村内清掃奉仕などがある。村民は、敬老会を開いて会員を招待しており、これへの参加は積極的に行われている。昭和六十一年十二月末日の会員数は二百三十五名である。

鳴沢村母子愛育会

村内の母子保健事業の推進に寄与している会で、昭和五十三年設立された。

会員は、村内の全世帯の加入となっていて鳴沢、大田和の地区ごとに分班を置き、その下には各組ごとに班員二名ずつを置いて活動の普及を図っている。事業は母子衛生の向上のための諸活動であり、広範な分野であるが、主なものは次の通りである。

- (一) 愛育思想の啓発と普及
- (二) 妊産婦、乳児などの訪問と相談
- (三) 妊産婦、乳児の定期検診への協力
- (四) その他の健康検診の普及

などであるが、このほかにそのつど必要な行動を展開している。また、目的達成のために必要な知識、技術の研修会の実施など内容は多岐にわたっている。

鳴沢村栄養改善推進協議会

村民の健康増進のために必要な食生活改善を目的として昭和四十九年結成された。村民の食生活は近年とみに多様化しており、健康増進に必要な食生活、食習慣の改善は大きな関心を呼んでいる。

特に最近では、いわゆる「公害食品」といわれる食品について正しい知識の啓発普及が望まれており、この分野でも活動している。そのために必要な調査研究、研修会、講習会の開催など多面的な活動を展開している。

戦没者遺族会

本会の設立年月は不詳であるが、旧靖国会の経過があるので終戦直後、すなわち昭和二十年ごろからと思われる。事業は戦没者の慰霊と会員の親睦互助であるが、東臼田和の植林地及び平和ヶ丘の保護育成に当たっている。この会は戦没者の遺族のうちで、入会を希望する者のみで結成されており、運営もまた友愛的である。なお、二地区へそれぞれ班を置いて会員の交流を図っている。

やすらぎ会

昭和三十年代末に結成された婦人グループの会である。鳴沢、大田和両地区の婦人有志約四十人で発足したが現在は三十数名の会員で活動している。活動分野はボランティア活動が中心となっている。老人ホーム慰問、清掃奉仕、保育所児童との交流の餅つき大会、野菜づくり、花づくり、老人クラブとの交流の敬老会演芸披露など、各方面にわたる活動を展開している。

(筒井義明)